様式第6号

〇〇市 長 様

念 書

私が加害者

甲野 太郎

に対して有する損害賠償請求権は、法令tau)により、保険者が

保険給付の限度において取得することになります。

つさましては、保険者(ta)が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う 請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書等の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは 保険者は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照ま 内容について情報提供を受けること、保険者が医療機関に対して事故による診療に関する内容の照ま を行い、医療機関から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 加害者(保険会社・共済団体)と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
- 2 加害者(保険会社・共済団体)に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加書者(保険会社・共済団体)から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。
- 4 治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。



(注1)各保険における根拠法令は次のとおりです。

健康保険:健康保険法第57条, 船員保険:船員保険法第45条, 国民健康保険:国民健康保険法第64条1項、 後期高齢者医療:高齢者の医療の確保に関する法律第58条1項

(注2)国民健康保険および後期高齢者医療については、国民健康保険法第64条3項または高齢者の医療の確保に 関する法律第58条3項の規定に基づき、損害賠償金の徴収または収納の事務を委託されている国民健康保険団体 連合会を含みます。

被保険者からの提出書類 念書

念書は、保険者の損害賠償請求権の代位取得についての、債権を確保するため被害者側に誓約させるものであり、誓約者に念書の趣旨、内容を十分に理解させ、提出を求める。

過失の大小にかかわらず、相手方の名前を記載する。

保険者(国保連合会を含む)が損害保険会社に対しては賠償額の 請求及び支払い状況、医療機関に対しては事故による診療に関す る内容の照会等の情報提供を受けること。

示談について

治癒や症状固定前に示談をすることで、示談日後の求償ができなくなる可能性があることから、治療の見込みが立たないうちに安易に示談しないこと。

・金品の受け取りについて

相手方から治療費として金品の賠償を受けた場合、その価格の限度で保険給付が免責される可能性があるので、治療費として賠償を受けた場合は保険者へ連絡すること。

・治療完了日の報告について

第三者行為による治療が終了した場合は保険者へ連絡すること。

被保険者が記載する。

被保険者が未成年の場合は、親権者が記名・押印をすること。